

	事 項	講 師 の 所 見	現 状	資料 番号
1	常任委員会の数	委員会の性格には、縦割り（所管ごと/常任委員会）と横割り（事項ごと/特別委員会）がある。 長久手市議会の場合、くらし建設委員会の所管事項は関連性が低いと感じる。議員定数が少なく常任委員会の設置数をおさえるより、必要数の委員会を設置し複数所属とすることもできる。委員会審査を充実するためには、一定数の委員が必要であり、そのためには議員定数を増やすことも必要である。	3 常任委員会(定数6人) 議会運営委員会(定数8人) 議会だより編集特別委員会(定数6人)	
2	予算・決算特別委員会	予算・決算特別委員会は、違法ではないが適当ではない。予算や決算は、恒常的に審査調査を行う必要があり、必要な時期に必要な期間だけ臨時的に設置する特別委員会の趣旨に合致しない。 常任委員会化して、審査に至るまでさまざまな予算・決算に関わる情報を所管事務調査等で集め審査に生かさなければ、詳細な審査はできない。	予算、決算特別委員会として設置している。 付託議案は一般会計のみ。	
3	議会だより編集特別委員会	議会だよりは臨時に発行するものではなく、任期中取り組むものであるため、常任委員会化することが適法であり適当である。特別委員会は適法であるが不適當である。	議会だより編集特別委員会として設置している。	
4	副議長の委員会への出席	議長は地方自治法第105条により委員会に出席できるが、副議長が委員会へ公務として出席するのであれば、委員外議員の手続きが必要である。	副議長が議会運営委員会及び総務常任委員会（議長は委員）に議長代理又は副議長として出席している。	
5	所管事務調査の 手続き	①常任委員会等で所管事務調査を行う旨の議決を行う。 ②議長に対して所管事務調査の事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ 通知することが必要である。(会議規則第70条)	常任委員会等で所管事務調査権を行う旨の議決を行っていない。	
6	閉会中の継続調査 申出書	閉会中継続調査申出事件は、全般的・包括的なものではなく、特定かつ具体的な内容を記載すべきである。	委員会条例に規定する「〇〇部に関することについて」と申出書に記載している。 委員長から議長へ通知をしてない。	1 2
7	所管事務調査の 報告	所管事務調査の報告について法的根拠はないが、有益な情報は共有すべきである。所管事務調査の結果、見解、要望、改善すべき点等の成果を市民と共有するためにも本会議での報告が必要である。	所管事務調査の報告は行っていない。	3
8	委員会の公開	議会活動だからと委員会を全て公開すべきではない。会議の内容によって、公開・非公開を分けるべきである。	原則、全ての委員会を公開している。	
9	委員会審査報告 書	議決結果だけでなく議案の内容、審査の内容を記載している議会もあり、参考にするとうい。	委員会審査報告書には、議案及び審査の内容は記載していない。	4 5
10	委員派遣報告書	HPや議会だよりを通じて住民に公開するとよい。	委員会視察報告は議会だよりに掲載している。	6

平成 27 年 9 月 11 日

盛岡市議会議長 菊 田 隆 様

総務常任委員長 宮 川 寿

## 閉会中の継続調査申出書

本委員会所管の下記事件は、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 69 条の規定により申し出ます。

## 記

事 件	理 由	期 間
(1) 行政組織及び事務能率について (2) 消防団及び防災について (3) 総合計画及び財政計画等について (4) 広聴及び広報について (5) 交通安全について (6) 国際交流について (7) 青少年及び女性に関する施策について (8) 市民活動及び消費生活について (9) 国民健康保険及び国民年金について (10) スポーツ及び文化について (11) その他総務常任委員会の所管に属する事項について	調査検討を要する	平成 29 年 9 月 9 日まで

平成20年7月25日

野田市議会議長 鈴木 有 様

文教福祉委員長 竹 内 美 穂

閉会中継続調査申出書

本委員会は、下記のとおり委員会の所管事務調査について、調査終了まで閉会中も継続調査するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- |       |  |
|-------|--|
| 1 事 件 | ？ 高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉・介護について<br>？ 男女共同参画について<br>？ 保健・衛生・医療について<br>？ いじめ問題、不登校児・生徒の支援について<br>？ 学校教育、生涯学習、文化振興、スポーツ施設について |
| 2 方 法 | 説明聴取、現地調査及び委員の派遣   |
| 3 期 間 | 調査終了まで閉会中も継続調査する   |

平成 28 年 3 月 14 日

八尾市議会議長  
村 松 広 昭 様

総務常任委員長  
田 中 久 夫

## 総務常任委員会 所管事務調査報告書

本委員会は去る平成 27 年 6 月 26 日の委員会において、24 項目の所管事務調査事項を議決した。その後、「消防の現状と今後の取り組みについて」の調査テーマを決定した。このたび、テーマについて委員会として取りまとめを行ったため、最終報告を行う。

調査の概要については、次のとおりである。

## 1 調査日

## (1) 総務常任委員会

平成 27 年 12 月 15 日 執行部から現状等の説明、質疑

平成 28 年 3 月 14 日 報告書等の確認

## (2) 総務常任委員協議会

平成 27 年 9 月 18 日 協議

平成 28 年 3 月 14 日 協議

## (3) 視察調査

平成 28 年 1 月 19 日 東京消防庁 災害救急情報センター

平成 28 年 1 月 20 日 東京消防庁 消防博物館

## 2 調査内容

## (1) 「消防の現状と今後の取り組みについて」

本市消防においては、日々、様々な施策を通じて、災害から市民の生命・身体及び財産を守るための取り組みを行っているところである。東日本大震災から 5 年の歳月が経過するに当たり、改めて現状を確認し、安全安心のまちづくりに資する体制整備の構築や効果的・効率的な消防活動の展開、また、よりよい救急救助体制の実現など様々な視点から、今後、消防行政に求められる取り組みについて調査を行った。

調査に当たり、執行部から関係資料の提出と現状説明を受け、事実の確認を行うとともに、先進事例の調査として、東京消防庁、災害救急情報センター及び消防博物館の視察を実施した。

## 3 委員会で一致した意見

調査テーマについて委員会として以下のとおり求める。

「消防の現状と今後の取り組みについて」

ア ポンプセット等を初めとした消防資機材について計画的な配置を行うとともに、多様な水利を活用し初期消火体制の充実に取り組むこと。

イ 地域防災力向上のため、自主防災組織やまちづくり協議会、消防団との連携を

## 総務常任委員会所管事務調査

## 委員会で一致した意見

## (1)「消防の現状と今後の取り組みについて」

**ア ポンプセット等を初めとした消防資機材について計画的な配置を行うとともに、多様な水利を活用し初期消火体制の充実に取り組むこと。**

現場活動用資機材、救急・救助資機材等については、計画的に新規・更新配備を図っており、今後も、各種災害対応に万全を期するよう消防資機材等の充実強化に努めてまいります。

なお、ポンプセットの配置については、平成27年度末現在で、100tまたは40tの公設貯水槽が設置されている市内の公園51か所及び水越総池1か所の計52か所に設置しております。

平成28年度においては、市内の小学校28校のプールを水利として設置することで、ポンプセットの設置地域に偏りがないよう整備してまいります。

また、その他の河川、ため池等の水利への効果的な配置を検討し、初期消火体制の充実・強化を図ってまいります。

**イ 地域防災力向上のため、自主防災組織やまちづくり協議会、消防団との連携を深め、訓練実施や普及啓発に積極的に取り組むこと。**

地域防災力の向上にかかる取り組みについては、地域住民、消防団及び消防本部の連携は不可欠であることから、今後も継続して自主防災組織や校区まちづくり協議会での訓練指導には、消防団と消防本部が連携しながら行うとともに、防火、防災啓発については、今後も女性消防団員の積極的な取り組みを含め、さらなる地域防災力の向上に努めてまいります。

**ウ 消防団活性化のため、女性や大学生等の入団を促進するための取り組みについて、調査・研究を行い地域防災力の強化につなげていくこと。**

消防団活性化については、女性団員の入団も重要な要素のひとつであり、入団後に様々な活動に積極的に関与することが、地域防災力向上の強化に繋がるものと認識しております。

また、大学生の消防団への入団については、本市消防団員の充足率や組織形態等を考慮し、どのような形での入団が考えられるか、今後の課題として調査研究を行い、検討してまいります。

## 総務財政委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第109条の規定により報告します。

平成28年(2016年)9月27日

宇部市議会議長 重 枝 尚 治 様

総務財政委員長 青 木 晴 子

### 記

事件の番号	件 名	議決の結果	議 決 の 理 由
議 案 第 6 4 号	平成28年度宇部市一般会計補正予算(第1回)	原 案 可 決	歳出については、保育の受け皿を確保するための小規模保育整備事業費補助金、小児B型肝炎ワクチンの定期接種化に伴う予防接種委託料、6・7月の豪雨による災害復旧費等を所要見込みに合わせ補正するほか、前年度決算額の確定に伴い、財政調整基金積立金や庁舎建設基金積立金などを補正し、歳入については、歳出に伴う国・県支出金、市債のほか、前年度決算額の確定に伴う繰越金、収入見込み額に合わせ、市税、普通交付税、地方特例交付金等を補正し、また債務負担行為については、本庁舎建設に伴う宇部市本庁舎建設基本・実施設計業務(平成28年度分)及び給食調理業務の民間委託移行に伴う西宇部小学校給食調理等業務(平成28年度分)ほか2事業を追加するものであり、必要やむを得ないものと認めた。
議 案 第 6 8 号	宇部市消防団条例中一部改正の件	原 案 可 決	宇部市消防団に、災害時の活動その他特定の活動に参加することとなる機能別消防団員の制度を導入するため、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。

平成28年 9 月 29 日

門真市議会議長

土山 重樹 様

総務建設常任委員会

委員長 後藤 太平

## 委員会審査報告書（1）

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、下記のとおり決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

## 記

## &lt;原案のとおり可決すべきもの&gt;

- 1 議案第56号 公共下水道桑才第1管渠<sup>きよ</sup>築造工事請負契約の締結について
- 2 議案第57号 (仮称) 門真市立総合体育館建設工事請負契約の一部変更について
- 3 議案第58号 公共下水道島頭第1管渠<sup>きよ</sup>築造工事請負契約の一部変更について  
(附帯決議を付す)
- 4 議案第59号 市長等の退職手当の支給額の特例に関する条例の制定について
- 5 議案第60号 上下水道事業の組織統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 6 議案第62号 門真市一般職の非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正について
- 7 議案第63号 門真市税条例等の一部改正について
- 8 議案第66号 門真市水道条例の一部改正について
- 9 議案第69号 平成28年度門真市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

## &lt;否決すべきもの&gt;

- 1 議案第61号 門真市附属機関に関する条例の一部改正について

審査日：平成 28 年 9 月 21 日（水）

○議案第 58 号 公共下水道島頭第 1 管渠<sup>きよ</sup>築造工事請負契約の一部変更について

（議案の内容）

平成 27 年 6 月 19 日門真市議会第 2 回定例会において議決のあった公共下水道島頭第 1 管渠<sup>きよ</sup>築造工事請負契約について、工期「議会の議決のあった日から平成 28 年 9 月 30 日まで」を「議会の議決のあった日から平成 29 年 3 月 31 日まで」に改める。

（主な質疑と答弁）

問	再度工期が変更となった理由は。
答	28 年 3 月議会後、不明障害物の調査を実施したところ、鋼製くいであることが判明し現場状況から障害物を掘削して撤去することが困難と判断した。その対策工事として5月中旬に推進機を発進立て坑まで引き戻しを実施したが、試験的に 1.2m 引き抜いたところ、道路の陥没事故が発生したため工事を中止せざるを得なくなったことから、今後の工事継続に向けた再検討を行うため、再度工期変更するものである。
問	対策工事の実施に伴い、新たな経費や期間が発生するのか。また、3月31日までに終わるのか。
答	工法検討の結果によっては、新たな特殊工法への変更により、相当の期間や経費を要することも考えられるが、全力で3月31日までの完了を目指し取り組んでいきたいと考えている。
問	障害物が原因とのことであるが、事前の調査について課題はなかったのか。
答	事前の調査としては、机上調査等により得られる情報と地上からの探査データをもとに実施設計を行い、工事発注後においては各地下埋設物管理者との協議や試験掘等を行い工事を進めてきたところであり、水路下部を横断する事や地下埋設物がふくそうしている現場条件や過去、幾度と下水道工事が想定外の地下埋設の障害物により、設計変更に至った経過も踏まえ、通常よりも深く公共下水道管を埋設する伏越区間として設計していたものの、今回、想定を上回る深さでの地中障害物に接触し、変更せざるを得なくなったものである。 今後においては、それらの経験を生かし、想定外を想定内に少しでも近づけるよう、より精度の高い事前調査に取り組んでいきたいと考えている。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

（附帯決議）

当初の契約を平成 27 年 6 月 19 日に可決し、その後、工事内容や工事状況の変更により、平成 27 年 12 月 17 日に契約金額の増額、平成 28 年 3 月 24 日に工期延長の変更契約を行っている。

これらの変更契約に加え、今回の工期延長については、周辺住民への影響などを考慮し、安全性を確保の上、早期に工事を完了できるよう適切な措置を講じること。







